

政治倫理の確立のための新潟市議会議員の
資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための新潟市議会議員の資産等の公開に関する条例（平成18年新潟市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金）」を「及び貯金（普通貯金）」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第2条第1項第4号の改正規定は平成19年10月1日から、その他の規定は証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第1条本文に規定する施行日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第1項第4号の規定の適用については、この条例の施行（第2条第1項第4号の改正規定の施行をいう。）の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。